

## 【個人事業主、必見】

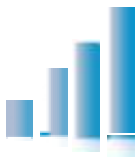
# 国民健康保険料劇的削減 スキームのご提案

「バカ高い国民健康保険料、何とかならな  
いものでしょうか？」

実は、ここに国民健康保険と国民年金の  
負担を「ガツン」と削減して

**“手元に残るキャッシュを増やす方法”**

があります…



**埼玉社会保険料削減センター**

## Index

### 【個人事業主、必見！】

#### 国民健康保険料を劇的に削減する方法を公開！

「バカ高い国民健康保険料、何とかならないものでしょうか？」  
実は、ここに国民健康保険と国民年金の負担を「ガツン！」と削減して  
“手元に残るキャッシュを増やす方法”があります・・・

はじめに	P2
国民健康保険制度の仕組み	P4
“社会保険・税コスト削減装置”としての法人設立	P7
年104万円の負担が年29万円(▲75万円)に激減！	P8
“導入時点”と“導入後”に手に入る11のメリットとは？	P10
法人設立に伴う3つのデメリット(コスト要因)	P12
スキーム導入に必要なのは6つの手順だけ！	P14
これだけは知っておきたい実務知識！	P21
導入後の6つのメリット！	P23
終わりに	P30
巻末付録	
よくある質問	P31
規定集(サンプル)	P33

## はじめに

ストレートにお話します。これは個人事業主の国健康保険料・国民年金保険料を「ガン！」と削減し、可処分所得を最大化するスキームです。おそらくはあなたがはじめて耳にするスキームでしょう。このスキームには大きく“11のメリット”がありますが、そのうち導入時点で確定する5つのメリットをご紹介しますと・・・（※残りの6つのメリットについては後ほどご説明いたします）

### ① 国民健康保険料が最大69万円安くなる！

⇒ 現在、国民健康保険料の上限額は年間77万円です。しかし、このスキーム導入後は年間約8万円の負担になります。

よって、その差額は69万円 —— これだけの保険料を削減できます。

### ② 国民年金保険料も最大16万円安くなる！

⇒ 個人事業主に配偶者(奥様)がいた場合は国民年金保険料の年間合計37.4万円(毎月15,590円×12ヶ月×2人分)です。

一方、このスキーム導入後は年間約20万円になります。よって、その差額は17万円 —— これだけの保険料を削減できます。

### ③ さらに、所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！

⇒ さらに、このスキームの削減効果は社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)だけではありません。

節税メリットもあります。今よりも所得税・住民税が最低でも9.75万円安くなります。

### ④ そのうえ、給付内容がグレードアップする！

⇒ そのうえ、「国民健康保険」も「国民年金」も給付内容が少しグレードアップします。いずれも保険料は劇的に下がったのに、です。

### ⑤ おまけに、持ち出し0円で“可処分所得”を最大化できます！

⇒ おまけに、このスキーム導入後は“持ち出し0円”で現在の“可処分所得”を増やせます。

もちろん、これは①～④とは「別枠」で手に入るメリットです。

「そんなウマイ話があるわけない！」とお思いでしょうか。でも、あるのです！

もちろん、1ミリの違法性もありません。完全に、合法的に、安心して、導入できる「合法的なスキーム」です。

国税庁統計年報(申告所得税・平成24年度)によると、我が国の事業所得者は3,788,666人(うち青色申告承認数:2,097,924人)にものぼり、その大多数の個人事業主は国民健康保険の重い負担で悩んでいます。例えば、..

### 《 横浜市在住、自営業者Aさんからの相談 》

横浜市在住、40歳の自営業で国民健康保険に加入しています。

家族4人で申告所得350万円程度。国民健康保険料が年間約66万円で衝撃を受けています。私と嫁の国民年金保険料を併せると、年間約103万円の支払いです。正直めっちゃくちゃ厳しいです。もうすぐ3人目が生まれるのですが、さらに高くなるかと思うと恐ろしいです。未納者や高齢者の医療費増加がその原因なのでしょうが、背に腹は代えられません・・・

バカ高い国民健康保険料、何とかならないものでしょうか？

### 》》》 では、年103万円の負担を、年29万円(▲74万円)に激減できたら？

国民健康保険の負担にまつわる悩みなど一瞬で解消されるはずです。

その悩みを一瞬で解消し、そこからさらに可処分所得を最大化する。——それが今回あなたにご提案する『国民健康保険料劇的削減スキーム』です。

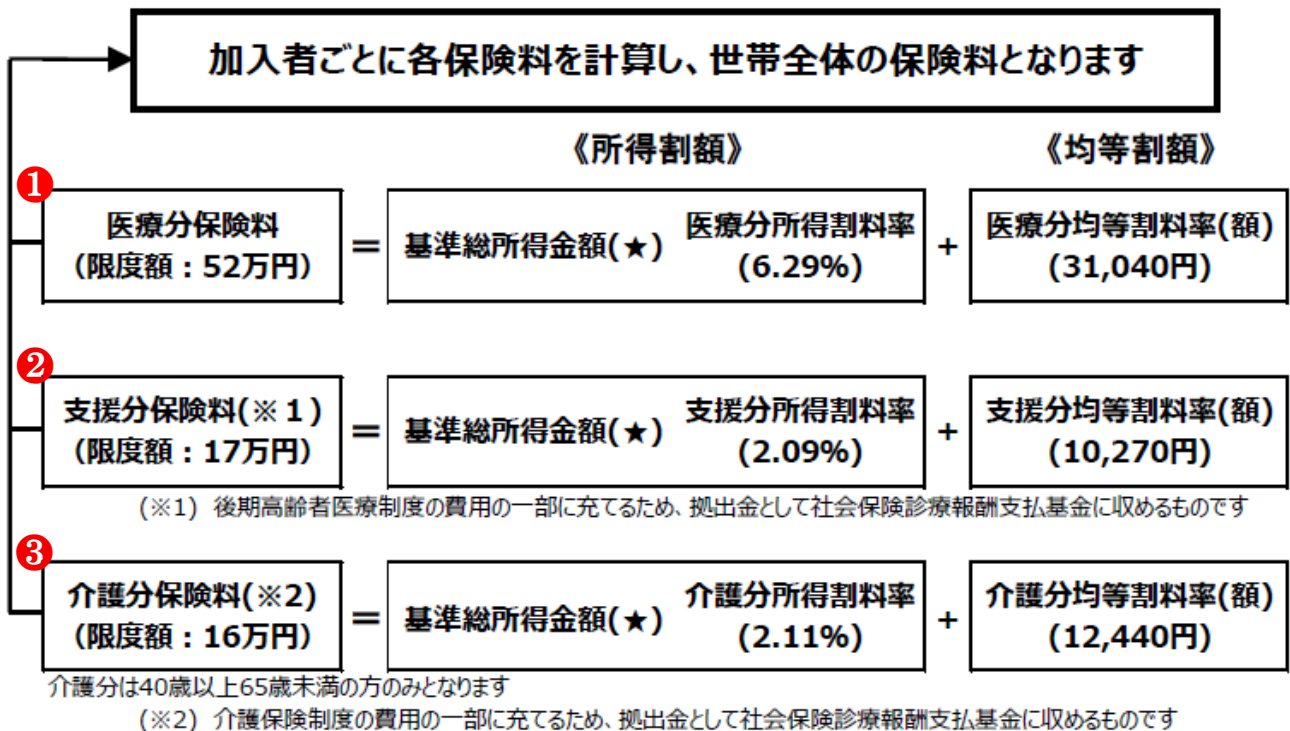
どうかこの続きをお読みください！⇒

## 国民健康保険制度の仕組み

国民年金保険料は全国統一（15,590円〈平成27年度〉）ですが、国民健康保険料は最高限度額「77万円」のみが決まっており、最高限度額までは市町村（自治体）によって計算方法が異なります。

共通するのは被保険者が納める国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分があり、それぞれに「所得割額」（所得に応じて算定）と「均等割額」（世帯人数に応じて算定）といった金額をプラスして計算されるということです。（※ここにさらに「資産割額」〈保有資産に対して算定〉、「平等割額」〈世帯ごとに一律算定〉などの計算項目が追加される市町村もあります）

### （例）横浜市の国民健康保険料計算方法



★ 基準総所得金額 = 総所得金額等 - 市民税の基礎控除額 (33万円)

端的にいうと、国民健康保険はどここの市町村でも、所得が多ければ多いほど、また世帯加入者数が多ければ多いほど保険料が高額になります。しかし、その保険料は市町村によって「大きな差」があるという“おかしい制度”になっています。

ではなぜ各市町村によって計算方法が違うのか？

どこの市町村でも国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分あるという点は同じですが、「所得割額」、「均等割額」（「資産割額」、「平等割額」）といった金額が市町村によってかなり異なってくるからです。その結果、国民健康保険では次のような“おかしい現象”が往々にして起こってしまいます。

## 市町村によって保険料がこんなに違う！

【前提】 課税所得350万円

家族4人(夫40歳:個人事業主/妻40歳:専業主婦/子5歳/子3歳)

埼玉県さいたま市	(年)559,350円	滋賀県大津市	(年)569,300円
千葉県千葉市	(年)494,580円	京都府京都市	(年)699,060円
東京都中央区	(年)524,600円	大阪府大阪市	(年)647,600円
神奈川県横浜市	(年)659,110円	兵庫県神戸市	(年)770,000円

【参考】 東京都内、大阪府内の保険料格差

東京都葛飾区	(年)552,600円	大阪府守口市	(年)720,950円
東京都国立市	(年)365,650円	大阪府摂津市	(年)537,760円

ご覧のとおり、「神戸市」と「国立市」を比べると、その格差は“倍”以上です。同じ制度なのに「(年)40万円」も保険料が違うのです。

おかしいところはまだあります。国民健康保険制度ではその変な計算方法から課税所得が「倍」になったとしても、最高限度額があるので“大して保険料は変わらない”という点です。

例えば、前提条件の課税所得が350万円→700万円になると、このようになります。

## 課税所得が「倍」になっても保険料は大して変わらない！

【前提】 課税所得700万円

家族4人(夫40歳:個人事業主/妻40歳:専業主婦/子5歳/子3歳)

埼玉県さいたま市	(年)730,000円	滋賀県大津市	(年)770,000円
千葉県千葉市	(年)752,980円	京都府京都市	(年)770,000円
東京都中央区	(年)752,800円	大阪府大阪市	(年)770,000円
神奈川県横浜市	(年)770,000円	兵庫県神戸市	(年)770,000円

つまり、取れるところからはより多く取るではなくて、取れないところからからより多く取る。  
—— 現行の国民健康保険制度は所得が低い人ほど負担割合が大きくなるという「逆進性」があるのです。これもまた国の社会保障としては「おかしいだろ！」と思うわけです。率直に言って、このような“おかしい制度”が国の社会保障として正常に機能しているのか大いに疑問が残ります。

平成24年度の国民健康保険の財政赤字は3,055億円。しかも全国1,717の保険者(市町村)の実に47.7%(819の市町村)が赤字という状況です。では今後それは改善の見込みがあるのかというと、少子高齢化でますます悪化していくことが確実なわけです。遅かれ早かれ、国民健康保険料の値上げということになるでしょう。(実際、ここ数年で多くの市町村が値上げしています)

**>>> では、どうすればいいのか？**

**結論を言います。こんな“おかしい制度”は今すぐやめてしまえばいいのです。**

## II “社会保険・税コスト削減装置”としての法人設立

---

国民健康保険制度をやめて、どうするのか？

ズバリ、“社会保険・税コスト削減装置”として「法人」を作るのです。これは個人事業主のあなただからこそ、許される方法です。個人事業主の「法人成り」のタイミングについてはよく議論されていますが、そのひとつの目安として事業所得が500万円を超えた辺りから設立メリットが生まれると言われていています。が、しかし、これはあくまでも教科書的なアドバイスです。なぜなら、、、

それが税務署に「個人事業の廃業届」を提出したうえで新たに「法人成り」し、その事業を継承することを前提にしたアドバイスだからです。だから、節税面と法人設立の維持コストだけを考慮して「法人成りした方がトクなのか？」という画一的な議論になってくる。従業員を雇っていれば、その分の社会保険料も考えなきゃいけない。そこでどうしても迷ってしまうわけです。—— 違います。

これまでの個人事業は個人事業としてやればいいんです！

いや、むしろ個人事業を廃業して「法人成り」してはダメです。そのうえで、別事業として新会社を設立し、そこで1人役員としてあくまでも自分だけ社会保険に加入する。その際、社会保険は最低の1等級になるよう役員報酬を設定する。

### “社会保険・税コスト削減装置”として法人を設立する！

---

- 個人事業は廃業しない
- 別事業として新会社を設立し、そこで1人役員として自分だけ社会保険に加入する
- 社会保険は最低の1等級になるよう役員報酬を設定する

**》》》 これが個人事業主の国民健康保険料を「ガツン！」と削減する第一歩になります。**

**こうすることで、どのようなメリットが生まれるのか？**



## 年104万円の負担が年29万円(▲75万円)に激減!

ここで冒頭の自営業者Aさんに登場してもらいましょう。現在、Aさんの国民健康保険料は世帯合計で年間約66万円(1ヶ月あたり約5.5万円)です。ここにAさんと奥さんの国民年金保険料(毎月15,590円)それぞれ37.4万円(年間18.7万円×2人分)がプラスされると、社会保険料の年間合計は約103万円になります。それが“社会保険・税コスト削減装置”として法人を新設し、そこで最低ランクの1等級で社会保険に加入すると、どうなるか?

### (例) 横浜市在住 自営業者Aさんのケース

【前提】 課税所得350万円

家族4人(夫40歳:個人事業主/妻40歳:専業主婦/子5歳/子3歳)

	内訳	対策前	内訳	対策後
社会保険料	国民健康保険(世帯)	(年)659,110円	健康保険(世帯)	(年)81,432円
	国民年金保険(本人)	(年)187,080円	厚生年金保険(本人)	(年)205,488円
	国民年金保険(配偶者)	(年)187,080円	厚生年金保険(配偶者)	0円
	合計	(年)1,033,270円	合計	(年)286,920円
削減効果		(年)1,033,270円 - (年)286,920円 = (年)738,190円		

(※対策後の健康保険料・厚生年金保険料には法人負担分も含まれています)

まず妻の国民年金保険料(年183,000円)が消えてなくなります。「厚生年金」の「第三号被保険者」になるからです。次に世帯全員

の社会保険料です。社会保険料(「健康保険(協会けんぽ)」「厚生年金」)は法人・個人負担合わせて年額286,920円になります。つまり、こうなるわけです。

導入前:(年)1,025,110円 - 導入後:(年)286,920円 = 削減額:(年)738,190円

【参考】健康保険・厚生年金保険料額表(神奈川県)

平成26年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成24年3月分～ 適用  
 介護保険料率：平成26年3月分～ 適用  
 厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分 適用  
 児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(神奈川県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
等級	月額	日額			9.98%		11.70%		17.474%※		17.688%※	
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	~	63,000	5,788.4	2,894.2	6,786.0	3,393.0				
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,786.4	3,393.2	7,956.0	3,978.0				
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,784.4	3,892.2	9,126.0	4,563.0				
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,782.4	4,391.2	10,296.0	5,148.0				
5(1)	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,780.4	4,890.2	11,466.0	5,733.0	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
6(2)	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	10,370.2	5,185.1	12,168.0	6,084.0	18,112.86	9,056.43	18,305.52	9,152.76

いいですか。毎月6万円以上も安くなるんです。しかも、これは世帯全員分の保険料です。加えて、法人設立前と比べて、法人設立後は給付内容もグレードアップします。「国民健康保険」から「健康保険」になると「傷病手当金」が付いてきますし、これまで一階建てだった「国民年金」は2階建ての「厚生年金」になるからです。まさにミラクルでしょう。

>>> 「そんなバカな!？」とお思いでしょうが、  
 実は、もっと“そんなバカな話”があるんです。

## ■ “導入時点”と“導入後”に手に入る11のメリットとは？

冒頭でも触れたとおり、このスキームには大きく11の導入メリットがあります。そのうち“導入時点”で確定する経済メリットが5つ、残る6つは“導入後”に効果を発揮する経済メリットです。これらは不確定ながらも上手くすれば、とてつもない経済メリットを個人事業主にもたらすものです。以下、それぞれを説明していきます。

### ■ 導入時点で確定する5つのメリット

#### ① 国民健康保険料が最大69万円安くなる！

⇒ 現在、国民健康保険料の上限額は年間77万円です。しかし、スキーム導入は、「健康保険」に切り替わるので、年間で81,432円(法人・個人負担計)になります。よって、その差額は68.8万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ② 国民年金保険料も最大16万円安くなる！

⇒ 個人事業主に配偶者(奥様)がいた場合、国民年金保険料の年間合計36.6万円(毎月15,250円×12ヶ月×2人分)です。  
一方、スキーム導入後は「厚生年金」になり、配偶者(奥様)は「第三号被保険者」に切り替わり負担0円になるので、年間で205,488円(法人・個人負担計)になります。よって、その差額は16万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ③ 給与所所得控除で所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！

⇒ このスキームの導入後は法人から月額5.4万円(年間65万円)を役員報酬として受け取ることになります。しかし、その役員報酬は全額給与所得控除(65万円)の範囲内で収まるので1円の税金もかかりません。その結果として、最低9.75万円(役員報酬65万円×15%〈所得税5%+住民税10%〉)の節税を図れるわけです。

#### ④ 国民健康保険も国民年金も給付内容がグレードアップする！

⇒ 医療保険も年金保険も給付内容がグレードアップします。医療保険は「国民健康保険」から「健康保険」に切り替わることで、「傷病手当金」や「出産手当金」という国民健康保険制度にはないオプションが付きますし、年金保険は「厚生年金」に切り替わることで、将来の受取年金額が増加します。受給要件を満たせば「遺族(障害)厚生年金」だって受け取れるのです。

## ⑤ おまけに、持ち出し0円で“可処分所得”を最大化できます！

⇒ おまけに、このスキーム導入後は“持ち出し0円”で現在の“可処分所得”を増やせます。もちろん、これは削減効果や節税メリットとは別の話です。その方法については後ほど詳しく解説します。

以下は「新設法人」の設立に伴う経済メリットになります。

### ■ 導入後に効果を発揮する6つのメリット (⑥~⑪は規定集サンプルを巻末に添付)

#### ⑥ 計画的な節税対策を図れる

個人の納税時期は決まっていますが、法人は自由に設定できます。

#### ⑦ 消費税の節税につながる

消費税課税事業者なら個人と法人に所得分散して節税を図れます。

#### ⑧ 役員社宅で節税できる

法人化すると「住居関連費」を費用として計上できます。

#### ⑨ 旅費規程を作って節税できる

「旅費規程」を作って出張手当を経費として自分に支給できます。

#### ⑩ 法人設立時に現物出資すれば節税できる

「少額減価償却資産の特例」や「減価償却」が使えます。

#### ⑪ 自分に退職金を支給して節税できる

「退職所得控除」の税制メリットを享受しながら手取りを増やせます。

》》》 ただし、このスキームには3つのデメリットがあります。

## 法人設立に伴う3つのデメリット(コスト要因)

それではデメリットについてです。正直、ここで挙げるのは導入メリットに比べたら、“取るに足りないもの”ですが、それでもコストがかかるという点においてはデメリットと見るべきでしょう。デメリットは大きく3つです。

### ■ 法人設立に伴う3つのデメリット(コスト要因)

#### ① 会社設立に費用がかかる

⇒ これは初期費用と考えてください。スキーム導入にあたっては「株式会社」か「合同会社」のいずれかで法人設立する必要があります。法人設立には費用がかかります。「株式会社」が20万円、「合同会社」が6万円です。(※電子認証の場合) 司法書士などの専門家に法人設立手続きを依頼すれば、さらにその報酬がおおよそ5万円程度プラスされます。

#### ② 最低でも法人住民税7万円(均等割)がかかる

⇒ 法人決算が黒字でも赤字でも法人住民税(地方税)の均等割は納税しなければいけません。税額は都道府県に2万円、市町村に5万円、両方合わせて7万円になります。

#### ③ 税理士報酬が発生する

⇒ 個人事業であれば自分で確定申告している方も多いでしょう。しかし、このスキーム導入後は法人の記帳管理も追加されることとなります。そうすると、自分でやるのはちょっと無理でしょう。そこで税理士に依頼することになるわけですが、当然その報酬が必要になってきます。“価格重視”で探せば年額15万円程度で依頼できるはずですが。

以上が3つのデメリットです。要は、「削減効果>3つのデメリットにまつわるコスト」となれば、今回ご提案する『国民健康保険料劇的削減スキーム』を導入する意味がある。「削減効果<3つのデメリットにまつわるコスト」となれば意味がないこととなります。

## 法人設立によるイニシャルコストとランニングコスト

イニシャルコスト(法人設立時のみ)		ランニングコスト(每期必要)
株式会社	合同会社	株式会社/合同会社
法人設立費用 20万円	法人設立費用 6万円	法人住民税(均等割) 7万円
司法書士報酬 5万円(程度)	司法書士報酬 5万円(程度)	税理士報酬 15万円(程度)
合計:25万円	合計:11万円	合計:22万円

### 》》》 では、実際に導入メリット(削減効果)がない ケースなんてあるのでしょうか？

あるとすると、それは現在の社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)が世帯合計で“年間50万円以下”のケースです。その根拠はこうです。まず法人設立後の社会保険料(「健康保険」「厚生年金」)は年間28.7万円・・・①です。次に、法人設立に伴うコストです。ここでは次年度以降のランニングコストで計算するとして、「株式会社」でも「合同会社」でも年間22万円・・・②です。よって、①+②の合計は50.7万円になります。つまり、

**50.7万円 > 現在の社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)世帯合計**

の場合は導入メリット(削減効果)がない —— 要するに50.7万円が「損益分岐点」ということになります。

(※ただし、導入メリットの「③所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！」がありますので、実際は年間40万円程度が損益分岐点になります)

## ■ スキーム導入に必要なのは6つの手順だけ！

さて、そこであなたに質問です。あなたの場合はいかがでしょうか？

- (A) 50.7万円 < 現在の社会保険料(世帯合計) 年: \_\_\_\_\_円  
⇒ 導入メリットあり
- (B) 50.7万円 > 現在の社会保険料(世帯合計) 年: \_\_\_\_\_円  
⇒ 導入メリットなし

答えが「(A)」だったあなた。あなたにはデメリットは何もありません。あるのは、「導入時点で確定している5つのメリット」と「導入後に効果を発揮する6つのメリット」だけです。だとすれば、このスキームを“導入しない”という選択肢はないのではないのでしょうか。

このスキームの導入にあたって、やるべきこと、やることはシンプルです。

以下、スキーム導入までに必要な6つのステップです。それぞれステップ・バイ・ステップで解説していきます。

- ステップ① : 法人を設立する
- ステップ② : 役所で税金関係の届出をする
- ステップ③ : 年金事務所で社会保険の加入手続きをする
- ステップ④ : 個人事業から法人に資金移転する
- ステップ⑤ : 持ち出し0円プランを導入する
- ステップ⑥ : 最低等級で社会保険料を払う

### ■ ステップ① : 法人を設立する

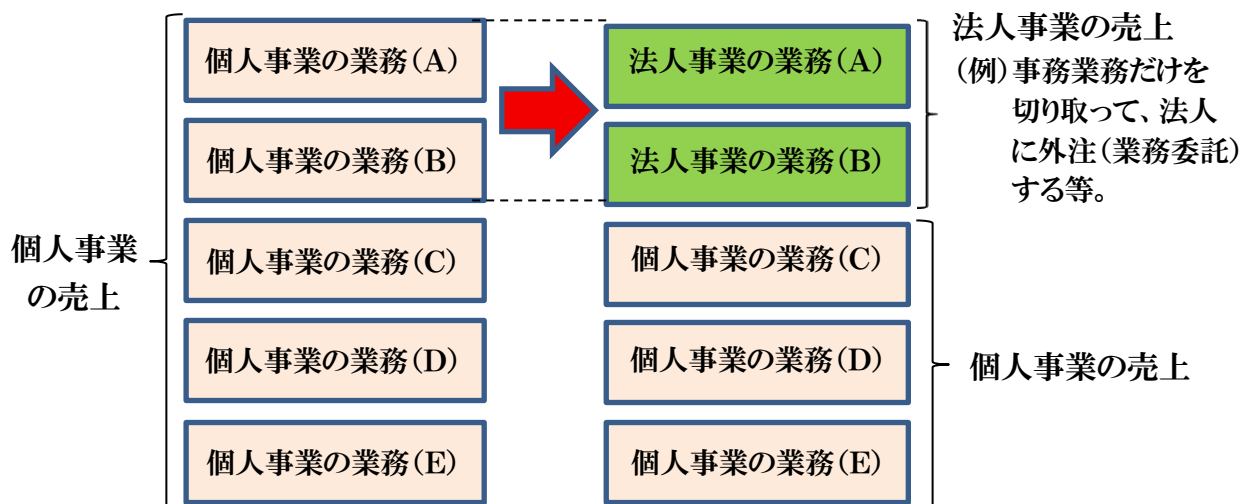
まずは「株式会社」「合同会社」のどちらにするかを決めます。次に「法人名(商号)/事業目的/本店所在地/資本金」を決めたら、法務局で法人設立登記を行います。手続き自体は簡単で、必要書類を揃えて法務局で登記申請するだけです。ただし、手続に必要な書類を揃えるのが少し面倒なので、ステップ①については司法書士などの専門家に依頼することをおすすめします。

## ◆ 法人設立の際の注意点

このスキームでの法人設立は“個人事業主の法人成り”とは違います。では、「どこがどう違うのか？」というと、新設する法人はあくまでも“社会保険・税コスト削減装置”だということです。従って、次の点で“個人事業主の法人成り”とは異なります。

### (1) これまでの個人事業は継続する(廃業届を提出しない)

個人事業はそのまま残します。繰り返しますが、法人設立はあくまでも“社会保険・税コスト削減装置”として機能させるための手段だからです。しかし、そうすると新設法人には売上がないこととなります。それでは社会保険を含む法人のランニングコストを支払えません。そこで、個人事業の一部を法人に移管し、その分を売上に計上するのです。図にすると、こうです。



従って、法人設立の際には次のいずれかのスタンスで手続きするようにします。

1. 新規事業のために新会社を設立する
2. 個人事業の一部を新会社で行うために設立する

### (2) 1人役員のマイクロ法人にする

法人設立の目的は“社会保険・税コスト削減装置”を作ることです。本店所在地は自宅、代表者及び株主(合同会社の場合は「出資者」)はあなた一人だけでOKです。資本金も1円で問題ありません。配偶者(奥様)を役員にして報酬を支払いたい場合は「非常勤役員」にします。そうすれば社会保険料を負担せずに所得分散



が図れます。ただし、「非常勤役員」の報酬は103万円以内を目安に設定するようにします。103万円以内であれば配偶者本人についても給与所得控除(65万円) + 基礎控除(38万円)で税金もかかりませんし、個人事業主本人にも配偶者控除(38万円)のメリットは残ったままになるからです。

### (3) 事業所得と給与所得の“二足のわらじ”になる

法人設立後は「事業所得」と「給与所得」の2本立てになりますので、あなたの収入については確定申告が必要になります。収入に関しては個人事業による事業所得が「主」、法人による給与所得が「従」というイメージですが、法人の方が個人事業よりも広範囲な経費費目を認められていますので、その辺りを考慮のうえ節税を図っていきます。

### (4) 役員報酬は月額 54,000 円にする

健康保険料は報酬月額63,000円、厚生年金保険料は報酬月額101,000円までは最低等級ですが、あえて役員報酬を月額54,000円で設定します。役員報酬を「給与所得控除65万円」の範囲に収めて全額控除(=非課税)にさせることができます。

### (5) 家族を健康保険の扶養に&配偶者(妻)を第3号被保険者にする

家族がいる場合は健康保険の扶養に入れます。また、配偶者がいる場合は厚生年金の「第3号被保険者」にします。そうすることで、世帯全員分の社会保険料(「健康保険」「厚生年金」)が「年間合計28.7万円」になります。手続きは新設法人が社会保険に加入するときに管轄の年金事務所で行いますので、役所の担当者に確認しながら手続きをすればOKです。

## ■ステップ②：役所で税金関係の届出をする

法人設立登記が完了したら、次は管轄の税務署に税務関係書類を提出します。その際に必要な書類は以下のとおりです。必要書類は税務署に揃っていますし、書類の記入方法等が分からなければ税務署で教えてくれます。ただし、間違っても「個人事業の法人成り」とは伝えないでください。そう伝えると、役所の担当官に「個人事業の廃業届」を渡されて話が面倒になります。

- ・法人設立届出書
- ・青色申告の承認申請書
- ・給与支払事務所等の開設届出書
- ・源泉所得税の納金の特例の承認に関する申請書
- ・棚卸資産の評価方法の届出書(任意)
- ・減価償却資産の償却方法の届出書(任意)

税務署に提出する書類は「国税」に関するものです。他に都道府県税事務所、市町村に「事業開始の届出(法人設立届出)」を提出する必要があります。これらは「地方税」に関するものです。「事業開始の届出(法人設立届出)」の書式は都道府県税事務所、市町村によって異なるため、それぞれ管轄する役所にて取得し提出します。(※その他添付書類が必要なケースもあり)

### ■ステップ③：年金事務所で社会保険の加入手続きをする

---

税金関係の届出を済ませたら次は年金事務所で社会保険(「健康保険」「厚生年金」)の加入手続きをします。その際、「健康保険」については家族を社長(自分)の扶養に入れて、「厚生年金」については配偶者(奥様)を「第三号被保険者」にする手続きも同時にします。基本的に新設法人では従業員は雇用しないでしょうから、労働保険(労災保険・雇用保険)の手続きは不要です。

社会保険加入新規適用の手続きについては下記の書類を提出する必要があります。法人設立日から5日以内に提出しましょう。提出書類は年金事務所に一式揃っています。新規適用の届出日を特定している年金事務所もあるようですから窓口申請する場合は事前に確認した方が良いでしょう。(※その他添付書類が必要なケースもあり)

- ・登記簿謄本
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険被扶養者(異動)届

- ・保険料預金口座振替依頼書
- ・新規適用事業所現状届

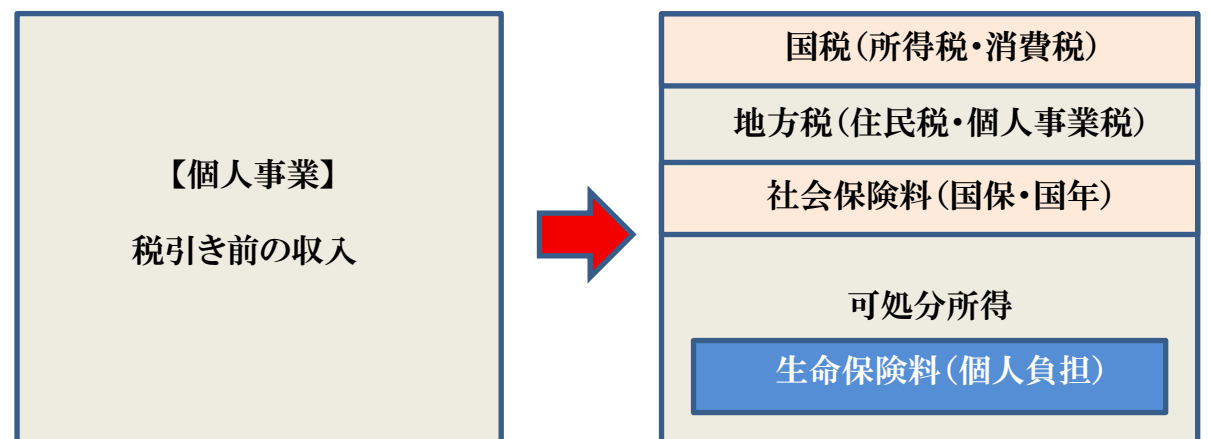
#### ■ステップ④： 個人事業から法人に資金移転する

ここで新設する法人は実体があつてないようなものです。なので、個人事業の業務を移管してその売上分が法人に入金されなければ、いつまでも法人口座の残高は「0円」のままです。それでは毎月54,000円の役員報酬も社会保険料も払えませんので、法人口座に資金を移転させておく必要があります。それが面倒なら最初に資本金としてまとまった金額(数十万～数百万円)を拠出して、後はその資本金を取り崩していくという方法もあります。

#### ■ステップ⑤： 持ち出し0円で“可処分所得”を最大化する

すでにあなたも個人で生命保険に加入されていることでしょう。しかし、今からあなたは列記とした“オーナー社長”の1人になります。ならば、今後も個人負担で保険料を払っていは“かなりの損”をすることになります。・・・なぜか？

本来は減らさなくても済む“可処分所得”をいたずらに減らすだけだからです。もう少し具体的に説明しましょう。これまでのように個人負担で生命保険に加入していれば、その保険料は次の図から捻出していることとなりますよね。



つまり、国税・地方税・社会保険料を支払った後の“可処分所得”の中から保険料を払っているわけです。個人で生命保険に加入しても「生命保険料控除」はありますが、保険料をいくら払おうとも、それで節税できるのは最高で2万円(合計6万円)だけです。

一方、法人なら保険料を払った分だけ「経費」にできます。(※保険種類による) ましてや、このスキームで社会保険料を削減したことで個人の課税所得はどうしても上がってしまいます。その意味でも、同じ保険料でもその額に応じた節税が図れて、それでいて個人の“可処分所得”も減らさずに済むという点では一石二鳥のメリットが生まれるわけです。

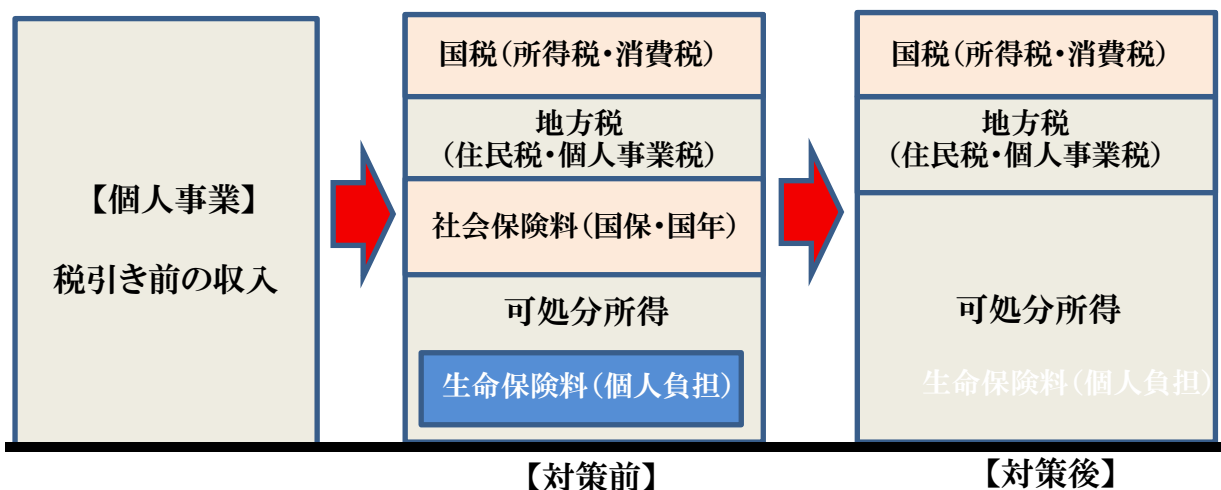
単純な理屈です。「経費」が増えれば所得が減ります。所得が減れば税金も減ります。これまでは生命保険の保険料を「経費」にできませんでした。でも、これからは生命保険の保険料を「経費」にできます。

要は、「ビフォー・アフターで手元に残るお金が多いのはどっち？」という話です。

とはいうものの、中には「理屈はわかった。でも、追加で生命保険に加入する余裕はない」とお思いの方もいるでしょう。

その場合は現在の個人保険を「法人名義」に切り替えるだけでメリットが生まれます。例えば、掛け捨ての死亡保険なら法人名義に切り替えるだけで保険料を全額経費で落とせるようになります。この方法なら持ち出し0円で“可処分所得”が増えるわけです。

## あなたの“可処分所得”の変化



でも、それでは万が一のときに残された家族に対する保障がなくなるので困ると心配される方もいるでしょう。しかし、それについても解決できる問題です。例えば、法人設立時に配偶者などの親族を役員にしておけば、死亡保険金を法人からの役員報酬として毎月支払うこともできますし、それができない契約であれば、それができる掛け捨ての死亡保険に見直せばいい話です。

いずれにしても現在ご加入の生命保険については加入内容によって、法人名義に書き換えた方がよいもの、あるいは、そのままにした方がよいもの、またあるいは見直しを検討した方がよいもの、あなたの“可処分所得”を最大化させるパターンはいろいろです。

**>>> まずは法人名義への書き換えで、どれくらい“可処分所得”が増えるのかシミュレーションいたします。お手元の保険証券をご用意ください。**

## ■ステップ⑥：最低等級で社会保険料を払う

社会保険料の納付は個人・法人負担分を併せて支払います。毎月5.4万円の役員報酬の中から社会保険料(個人負担分11,955円)を控除し、それと同額を法人負担分として合算します。その合計23,910円(個人・法人負担計)が毎月年金事務所に納付する金額になります。納付方法は口座引き落としを利用すると便利です。

以上が導入に必要な6つのステップになります。

ステップ①からステップ⑥の完了まで1~1ヶ月半程度と見てください。

“社会保険・税コスト削減装置”として法人を設立することのメリットをご理解いただけたかと思います。

ここからは、実務面やこの法人を“社会保険・税コスト削減装置”としてだけでなく、うまく活用して経費削減や節税し所得を増やす方法などをご紹介します。

## || これだけは知っておきたい実務知識！

---

ここまで、「国民健康保険料劇的削減スキーム」の導入について説明をしてきました。ここからは、導入に際しての注意点やアドバイス、実務知識、導入後のメリットの活かし方などを説明していきます。

### ■ 個人事業と法人は併用できるのか？

---

よく、「個人事業と法人は併用はできるのですか？」という質問を受けます。

答えは、「可能」です。しかし、注意が必要なのは「同じ業種、同じ業務内容で個人事業と法人を併用することはできない。」と言う事です。これは当然の話で、税務署にしてみれば「なぜ？」ってなりますし、「それってただの課税逃れでしょ。」という結論になるわけです。実際、個人事業が同じ業種、同じ業務内容の法人を設立して同時に運営することは「会社法」に抵触します。（※「取締役の競業避止義務」）

なので、法人新設の際には「新しく法人を作って別事業をスタートします！」と税務署には答えてくださいと再三お伝えしているわけです。そのうえで、税務署対策として実際に個人事業と法人との業務を“明確に区別する”ことが重要です。要は、「個人事業の売上をエイヤで法人に付け替えちゃダメよ！」ってことです。（※バレたら税務署から“倍返し”されます）

ではどうすればいいのか？

考えられるケースとしては2つです。ひとつは「個人事業の一部を法人に移管できるケース」、もうひとつは「個人事業の一部を法人に移管できないケース」です。

### ■ 個人事業の一部をと法人に移管できるケース

---

現在も個人事業主として複数の“事業”をやっている、今度はその一部を新しく作った法人でやる。もしくは副業をしていて、そっちを新しく作った法人でやる。それならその“事業”の売上も法人に入ることになりますので問題ありません。しかも、その売上で役員報

酬(5万円)と社会保険料(法人負担分11,955円)を賄えるなら言うことありません。

では、売上で役員報酬と社会保険料を賄えなかったら？

その場合は「①設立時の資本金を多めにしておき取り崩す」「②個人→法人に役員借入金で資金移転する」などの対策を講じる必要があるでしょう。(※それと法人住民税<7万円>と税理士報酬<15万円程度>も期末に準備しておく必要があります)

## ■ 個人事業の一部をと法人に移管できないケース

複数の事業はやってない。副業もやってない。だから事業を分けられないケースです。このケースは個人事業の“業務”を細分化して、その一部を新しく作った法人に外注(アウトソーシング)するというスタイルになります。これは医師や歯科医師が節税目的で作っているMS法人(メディカルサービス法人)と同じロジックです。

例えば、事務業務(請求管理、及び請求書発行・領収書整理など)だけを切り取って法人に外注(アウトソーシング)する。またあるいは、ホームページの更新・維持管理業務だけを切り取って法人に外注する。・・・その業務委託費として個人から法人に年額120万円を払うなどがそうです。

ただし、こうなると個人事業と法人との業務を“明確に区別する”という点でどうしても不透明さが残ってしまいます。そこで、どうするか。税務署対策として個人事業主と法人間とで「業務委託契約書」を締結し、その契約内容に則って個人と法人間とで取引するようにします。(※自分で自分の会社と契約するわけですからバカバカしいのですが、備えあれば憂いなしです)

巻末に書式サンプルあり

## ■ 導入後の6つのメリット！

このスキームには導入時に得られる5つのメリットと、導入後に得られる6つのメリットがあります。前のページでも紹介しましたが、以下が導入後の6つのメリットです。

### ⑥ 計画的な節税対策を図れる

個人の納税時期は決まっていますが、法人は自由に設定できます。

### ⑦ 消費税の節税につながる

消費税課税事業者なら個人と法人に所得分散して節税を図れます。

### ⑧ 役員社宅で節税できる

法人化すると「住居関連費」を費用として計上できます。

### ⑨ 旅費規程を作って節税できる

「旅費規程」を作って出張手当を経費として自分に支給できます。

### ⑩ 法人設立時に現物出資すれば節税できる

「少額減価償却資産の特例」や「減価償却」が使えます。

### ⑪ 自分に退職金を支給して節税できる

「退職所得控除」の税制メリットを享受しながら手取りを増やせます。

これらのメリットは人によって使えたり、使えなかったりします。ですが、どれか1つは使えると思いますので実践してみてください。

「⑪ 自分に退職金を支給して節税できる」は既に紹介済なので⑥～⑩を解説していきます。

## ■ ⑥ 計画的な節税対策を図れる

個人事業主の場合は毎年2月16日～3月15日迄の間に前年の1月1日～12月31日迄の税額を計算し「確定申告書」を提出のうえ納税しなければいけません。法人にはそんな決まりはありません。決算から2ヶ月以内というルールを守れば、「納税のタイミングは法人が自由に決めてOK！」なわけ。例えば法人決算月を6月にすれば、個人事業の納税から半年間のタイムラグが発生しますよね。

また、ここで作る法人には金融機関などの外部評価なんて一切関係ありませんから決算



書の見栄えを気にする必要はありません。大赤字でも問題ないわけです。そう考えると、個人事業と法人とで節税に関しても「いろいろ手の打ちようがありますよね？」ってことです。なにしろ“儲け”を分散できるポケットが1つ増えているのですから。

#### 個人事業主と法人の青色欠損金(赤字繰り越し)の適用期間

個人事業	法人
翌期以降3年	翌期以降9年

また、個人事業では経費として認められなくても、法人なら認められるというものもあります。それらを法人に組み込めば、以前よりも効率的に手元に残るキャッシュを増やすことも可能です。

以下、その流れを受けて導入メリットの続きです。

### ■ ⑦ 消費税の節税につながる

もし今、個人事業主で消費税課税事業者ならスキーム導入後は消費税の節税にもつながります。場合によっては非課税事業者になることもあるでしょう。

というのも、個人事業の業務とそれに伴う売上を法人に移管すれば、その分だけ個人事業の消費税課税売上も減少するからです。また、そのことで課税売上高が1,000万円を下回れば今度は非課税事業者に該当することにもなってきます。

### ■ ⑧ 役員社宅で節税できる

個人事業主は原則として住居費は経費計上できません。例えば、事務所や店舗を別に借りていれば住居費(家賃)については経費として認められないということです。しかし、法人は別です。賃貸借契約を「法人名義」にすれば家賃の大部分を経費計上(福利厚生費)できるからです。

例えば、家賃10万円のマンションを借りているとして、そのマンションを会社が借り上げ

て社長(自分)に貸したとします。その家賃の割合が会社負担70%(家賃7万円)、社長の自己負担30%(家賃3万円)とすると、会社は年間合計84万円の経費を計上できることとなります。

一方、社長(自分)にしても会社負担70%(家賃7万円)は「非課税手当」のようなものです。年間84万円を報酬(給料)として受け取れば、そこには税金・社会保険料の洗礼が待っているからです。そう考えると、今現在で賃貸住宅を借りている個人事業主は契約名義を「法人」に変更するだけですから、十分検討する余地があるのではないのでしょうか。

巻末に書式サンプルあり

## ■ ⑨ 旅費規程を作って節税できる

個人事業主と法人とでは旅費に関して経費計上できる範囲が異なります。個人事業主は出張については実費(交通費・宿泊費)での清算になりますが、法人は旅費規程を作ることで実費の他、出張手当(日帰り日当・宿泊日当)も経費として支給することが可能になります。これは1人社長であっても使える税法ルールです。その一方で受け取る側の個人(1人社長)は出張手当(日帰り日当・宿泊日当)を非課税で手にできます。

これって、どういうことでしょうか？

こういうことです。例えば1年に出張を50日する社長がいたとして、旅費規程上の出張日当が1日2万円だとしましょう。すると、 $50日 \times 2万円 = 「100万円」$ が完全非課税で社長のポケットマネーとして受け取れるというわけです。(もちろん、ここで受け取った金額には社会保険料もかかりません)ちなみに、旅費に関しても実費精算は求められませんので、新幹線の格安チケット購入などで実費との「差額」をポケットマネーとすることも可能になります。

巻末に書式サンプルあり

## ■ ⑩ 法人設立時に現物出資すれば節税できる

「1円」でも会社を設立できることはご存知でしょう。でも理論上は「0円」でも会社を設立

ができるんです。それが「現物出資」だけで法人設立する方法です。株式会社にしても、合同会社にしても、通常は現金を出資して法人設立するわけですが、現金以外を出資することもできます。

具体的には、不動産、自動車、パソコン、OA機器、材料・設備、生命保険契約、債権、有価証券(国債・社債・株券等)、営業権、特許権、ソフトウェアなどがそうです。さらに、ホームページやノウハウも「現物出資」することができるのです。…そう聞いて、「だからどうした?」とお思いでしょうか。実は「現物出資」のメリットはもっと他のところにあります。それが“減価償却マジック”です。

現物出資によって個人から法人の持ち物とすることで、税法上の減価償却が可能になるのです。つまり、耐用年数の範囲内で減価償却費として毎年費用計上できるわけです。また、1点が30万円以内の現物出資であれば「少額減価償却資産の特例」により一括償却も可能です。

例えば、クルマやPCなどの「現物出資」で減価償却費が100万円になったとします。それで法人利益が100万円だったとすると、実際には支出のない減価償却費100万円を計上したことで決算書上は“相殺”されることとなります。これって、節税という観点で見るとスゴイですよ。

巻末に書式サンプルあり

## ■ ① 自分に退職金を支給して節税できる

所得税の課税強化が進む中、退職所得は“手厚い恩典”が残された唯一の「聖域」といえます。他の所得は合算されない「分離課税」であるうえドデカイ「退職所得控除」も用意されていて、おまけに、そこからさらに課税額を半分(1/2課税)にしてくれるのですから、ものすごい優遇税制です。

“社会保険・税コスト削減装置”として法人を設立して余剰資金が生まれたのですから、それを有効活用しない手はないのではないのでしょうか。ご存知のとおり、個人事業主の場合には「退職金」を支給することはできません。そもそも自分に退職金を支払うという概

念がないからです。従って、事業を引退したときの蓄えは自分自身で預貯金や共済制度などを利用して準備する必要があります。

しかし、法人の場合はあなた(役員)にも家族従業員(役員)にも退職金を支給することができます。しかも、生命保険を活用すれば、その積立原資を法人の「経費」で落としながら準備できるのです。法人ならではの保険商品には支払保険料に対して100%近く、あるいはそれ以上戻ってくる「退職金積み立てプラン」があります。そうした「退職金積み立てプラン」を活用すれば、「経費」で落とした分だけ、積立原資のキャッシュが増えたことになります。さらに、退職金を支払う際にもメリットが発生します。そこで支払った退職金は法人の「経費」になるだけでなく、受取ったあなたにも“税法上の優遇措置”が用意されているからです。

あなたが受取った退職金は「退職所得」として取り扱われ、所得税・住民税の対象となります。しかし、所得税の課税強化が進む中、退職所得は“手厚い恩典”が残された唯一の「聖域」といえます。退職所得には「①分離課税」「②退職所得控除」「③1/2課税」というトリプル優遇措置が講じられているからです。実際に退職金を受取った場合の所得税・住民税の税額を計算してみましょう・・・

$$( \text{退職金} - \text{退職所得控除額} ) \times 1/2 \times \text{税率} = \text{納付税額}$$

### 退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

#### ◆ (例1) 退職金500万円 勤続年数15年

- ① 退職所得控除額の計算 … 40万円 × 15年 = 600万円
- ② 退職所得の計算 … 500万円 - ① = ▲100万円 (マイナスの場合は0円)
- ③ 納付税額 … 全額退職所得控除内 = 納付税額0円

#### ◆ (例2) 退職金1,500万円 勤続年数25年

- ① 退職所得控除額の計算 … 800万円 + 70万円 × 5年 = 1,150万円
- ② 退職所得の計算 … 退職金1,500万円 - ① × 1/2 = 175万円

③ 納付税額 … 所得税(175万円×5%) + 住民税(175万円×10%)  
 = 納付税額262,500円

計算結果をみていただくと、かなりの優遇税制だとお分かりいただけると思います。このように退職金に係る税額はメチャクチャ優遇されていますので、法人から退職金を支給できるようになると、そのメリットを最大限に享受できるわけです。

法人設立で「厚生年金」になったとはいえその給付内容は「国民年金」にオマケが付いた程度です。その点では依然として老齢年金は“貧弱”のままといえます。「老齢基礎年金」の満額受給額は年額 780,100 円(平成27年度)です。夫婦2人としても年額1,560,200 円(月額13万円)です。これでは到底、生活していけません。そこで不足分は“自助努力”になるわけですが、総務省統計局の「家計調査報告書」によると、60歳以降の生活費も実はそれまでと大して変わってないことが分かります。

表Ⅱ-1-1 世帯主の年齢階級別家計支出(二人以上の世帯) -2013年-

項目	平均	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
		世帯数分布(1万分比)	10,000	158	1,200	1,860	1,784
世帯人員(人)	3.05	3.21	3.66	3.73	3.32	2.69	2.4
世帯主の年齢(歳)	57.9	27.2	35.4	44.4	54.5	64.5	76.0
持家率(%)	83.5	23.1	60.4	76.8	86.7	91.6	93.0
消費支出	290,454	241,623	269,656	318,624	347,820	291,847	241,270

仮に、夫婦2人の生活コストを月額30万円、年金開始の65歳から80歳迄の15年間で収支計算してみましょう。夫婦2人の「老齢基礎年金」は月額12.8万円です。一方、生活コストは月額30万円です。差し引きで▲17.2万円の不足になります。これを15年間で計算すると、どうなるか。▲17.2万円 × 12ヶ月 × 15年 = 合計不足額 ▲3,096万円です。要するに、「▲3,096万円をどう自助努力しましょうか?」ということになります。そこで、

**》》》 削減効果で生まれた余剰資金の一部で「退職金」と「保障」を両立させてはいかがでしょう?**

法人保険の「退職金積み立てプラン」なら「退職金」と「保障」の両方が手に入るうえ、「小規模企業共済」「国民年金基金」などの官製共済制度と比べても、次のようにかなりの優位性を発揮するからです。

## 「退職金積み立てプラン」と官製共済制度との比較

比較条件	退職金積み立てプラン	小規模企業共済/国民年金基金
予定利率	予定利率1.0%～ 保険会社により異なる	小規模企業共済1.0% 国民年金基金1.5%
支払時の税制優遇	保険料(一部)は 法人経費になる	掛金は全額所得から控除できる
保障機能	あり	なし
利殖性	商品によっては数年後には 100%の返戻率になる	原則65歳あるいは20年以上加入 でないと元本割れする
貸付制度	あり	※小規模企業共済のみ
途中解約	いつでも解約可能	条件あり
積立金受取開始時期	いつでも受取可能	原則60歳または65歳から
受取時の税制優遇	退職所得控除 (または名義変更後に一時所得)	退職所得控除または一時所得 (年金受取は公的年金等控除)

小規模企業共済や国民年金基金のメリットは1つだけで、「掛金が全額所得控除になる(=節税効果だけに期待している)」ことだけです。「20年以上(または65歳まで)掛金を負担しないと元本割する」「途中脱退が難しい」「保障機能はない」などのデメリットを考えると、これ以外に進んで加入する理由が見当たりません。

設立した法人を“社会保険・税コスト削減装置”だけでなくフル活用するという意味でも、生命保険を使って「退職金積み立てプラン」を導入するほうに軍配が上がるでしょう。

巻末に書式サンプルあり

## || 終わりに

最後になりますが、現行の国民健康保険は低所得者でも、高額所得者でもない“最大のボリュームゾーン”に一番負担がかかる仕組みになっていて、ある程度の所得があると、すぐに保険料の上限(年間77万円)に達してしまいます。もし既婚者ならここに2人分の国民年金保険料(年間36.6万円)も払わないといけませんので、そうなれば「年間113.6万円」の負担になるわけです。

しかし、この「年間113.6万円」が、「年間28.7万円」になったらどうでしょうか？

今回ご提案の『国民健康保険料劇的削減スキーム』はまさに、そんな夢のような話を実現するものです。もちろん、「年間28.7万円」の他に法人ランニングコストはかかりますが、導入時点の確定メリットとして、ここで計算された⑦をあなたは手にできるのです。

① 社会保険料削減額(国保+国年) (年) \_\_\_\_\_ 円

② 節税額(現在の所得税率\_\_%+住民税率10%×65万円) (年) \_\_\_\_\_ 円

① + ② = (年) \_\_\_\_\_ 円 … ③

④ 法人住民税 (年) \_\_\_\_\_ 70,000 円

⑤ 税理士報酬 (年) \_\_\_\_\_ 150,000 円

④ + ⑤ = (年) \_\_\_\_\_ 220,000 円 … ⑥

③ - ⑥ = (年) \_\_\_\_\_ 円 … ⑦

**ぜひ今回の提案で手に入れた⑦の削減額を事業活動に、  
ご自身のために、そして大切なご家族のためにお役立てください！**

## よくある質問

### ■ Q. どんな職業(業種)でも削減できるのですか？

いいえ、削減できるケース、できないケースがございます。また、削減効果は人によって異なります。

職域国保に加入しているケースは導入するメリットが少ない場合もあります。従いまして、「あなたの場合はどれくらい削減できるのか？」をご報告させていただくために、まずは事前診断をご利用なさってください。

### ■ Q. 導入にあたってのメリットは何ですか？

『国民健康保険料劇的削減スキーム』には多くのメリットがございます。そのうち導入時点で確定する5つのメリットをご紹介します。

#### ① 国民健康保険料が最大69万円安くなる！

⇒ 現在、国民健康保険料の上限額は年間77万円です。しかし、このスキーム導入後は年間約8万円の負担になります。

よって、その差額は69万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ② 国民年金保険料も最大16万円安くなる！

⇒ 個人事業主に配偶者(奥様)がいた場合は国民年金保険料の年間合計37.4万円(毎月15,590円×12ヶ月×2人分)です。

一方、このスキーム導入後は年間約20万円になります。よって、その差額は17万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ③ さらに、所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！

⇒ さらに、このスキームの削減効果は社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)だけではありません。

節税メリットもあります。今よりも所得税・住民税が最低でも9.75万円安くなります。



**④ そのうえ、給付内容がグレードアップする！**

⇒ そのうえ、「国民健康保険」も「国民年金」も給付内容が少しグレードアップします。  
いずれも保険料は劇的に下がったのに、です。

**⑤ おまけに、持ち出し0円で“可処分所得”を最大化できます！**

⇒ おまけに、このスキーム導入後は“持ち出し0円”で現在の“可処分所得”を増や  
せます。

もちろん、これは①～④とは「別枠」で手に入るメリットです。

**■ Q. 導入にあたってのデメリットは何ですか？**

導入に多少の費用が掛かります。ですが、国民健康保険料と国民年金の削減額は  
この費用よりも大きく、導入することでこのデメリットを上回るメリットが得られるのでは  
ないでしょうか。

**■ Q. 本当に削減できますか？**

法律に触れることなく合法的に国民健康保険料と国民年金保険料を削減するこ  
とができます。多くの方がこのスキームを導入したことによって削減に成功しています。

**■ Q. 事前診断を申し込んだらしくく営業されるのでは？**

いいえ、その心配はございません。私どもの目的は国民健康保険料を削減してあな  
たと法人に残る手元キャッシュを最大化することです。そのお手伝いをするこ  
とで報酬をいただいております。従って事前診断の結果、今回の『国民健康保険料劇的削  
減スキーム』を導入いただいても「効果が期待できない」ことが分かれば、ご提案す  
ることもございません。ご連絡についてはお電話が難しいようなら、メールでもご対応  
させていただきます。

## ■ 規定集(サンプル)

---

### 社宅管理規定

#### 第1条(目的)

この規程は役員・社員の居住のために会社が所有する物件または会社名義で借り上げた社宅の管理運営に関する事項を定めたものである。

#### 第2条(入居資格)

入居資格は世帯主である役員・社員とする。

#### 第3条(居住者の義務)

社宅に入居する役員・社員は誠実にこの規則を守って建物やそのほかの設備を愛護し、近隣住民に迷惑をかけないよう、住みよい生活環境を作ることに努力しなければならない。

#### 第4条(借上社宅の手配)

借上社宅の手配は会社が行い、家主との間に契約を締結する。

#### 第5条(借上社宅の家賃限度額)

借上げ社宅の家賃限度額は次の通りとする。

〇〇〇, 〇〇〇円

2. 前項の家賃限度額を超過した場合、その超過分については入居者が負担する。

#### 第6条(入居資格の喪失)

社宅入居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、入居資格を喪失し、会社が定める期日までに社宅から退去するものとする。

(1) 退職

(2) 会社が無断で定められた入居者以外の者を居住させた場合

(3) 他この規程に違反し、会社が社宅に入居させることを妥当でないと認めた場合

2. 入居者は社宅を退去する場合の原状回復義務を負うものとする。

#### 第10条(禁止事項)

社宅入居者は会社の事前の承諾なくして次の各号に定めることを禁止する。

(1) 社宅の転貸をすること

(2) 定められた以外の者を同居させること

(3) 社宅を他の目的に使用すること

(4)社宅の増改築、模様替え、施設及び敷地の現状を変更すること

第11条(損害賠償)

社宅入居者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、入居者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償するものとする。

第12条(施行)

この規程は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 旅費規程

### 第1条(適用)第1条

この規程は、会社の業務遂行のために国内出張する場合の旅費等の取り扱い及び手続きに関する事項を定める。

### 第2条(出張の定義)

この規定において、「勤務地」とは、職場の所属する市区町村をいう。

2 この規定において、「出張」とは、日帰り出張、及び宿泊出張をいい、その定義は当該各号に定めるところによる。

一 日帰り出張:勤務地を起点とし片道40キロ以上の目的地に出向き、宿泊を必要としないものをいう。

二 宿泊出張:勤務地を起点とし片道40キロ以上の目的地に出向き、宿泊を必要とするものをいう。

3 この規定において、「旅費」とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

### 第3条(交通費、宿泊費、日当)

交通費は「別表一」で定める定額を支給する。

2 宿泊費は宿泊日数に応じて「別表二」で定める定額を支給する。

3 日当は日帰り出張については「別表三」で、宿泊出張については宿泊日数に応じて「別表四」で定める定額を支給する。

### 第4条(自動車による出張)

事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ担当上司の許可を受けなければならない。その際の交通費については、燃料、駐車料、有料道路通行料などそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

### 第5条(長期出張)

同一地に長期間(11日以上)出張したときの旅費は状況により、この規程によらないことがある。

### 第6条(その他の費用)

出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは社用のために要した通信費、運搬費等については請求により実費を支給する。

### 第7条(時間外勤務)

出張者については時間外勤務の取り扱いは行わない。

### 第8条(出張手続及び仮払い)

出張をする場合はあらかじめ担当上司に報告すること。その承認を得たものに対して旅費の仮払いを受

けることができる。

#### 第9条(出張報告及び精算)

出張の報告及び旅費の精算は、出張報告書及び出張旅費明細書を作成し、担当上司の決裁を経て経理にて精算すること。

#### 第10条(証明書等の提出義務)

出張者が業務上、不慮の支出をなし、その精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出しなければならない。領収証等支払いを証明するものが無い場合は原則としてその支出は自己負担とする。

#### 第11条(出張報告及び精算)

出張の報告及び旅費の精算は、出張報告書及び出張旅費明細書を作成し、これに領収書等支払いを証明するものを添付したうえ、担当上司の決裁を経て経理にて精算すること。

#### 第12条(出張期間中における休日の取扱)

出張期間中に休日がある場合は次のとおり扱う。

##### 一 業務活動を行なった場合

日当、宿泊費等通常のとおり支給する。出張日報により担当上司が承認したときは休日勤務とみなして、振替休日を認める。但し、休日を移動のみに使用した場合は休日勤務としない。

##### 二 業務活動を行なわなかった場合

宿泊費及び外食費のみを支給し、日当は支給しない。なお、外食費については実費を支給する。

#### 第13条(その他)

本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

#### 付 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する

別表一 交通費

区分	交通費
A 社長・役員	グリーン車相当の運賃の実費
B 役職員・その他	普通運賃の実費

別表二 宿泊費

区分	宿泊費
A 社長	14,000円
B 役員	12,000円
C 役職員	10,000円
D その他	8,000円

別表三 日帰り出張の日当

区分	日当	
	40km～100km未満	100km以上
A 社長	7,000円	9,000円
B 役員	5,000円	7,000円
C 役職員	3,000円	5,000円
D 一般社員・その他	1,500円	3,500円

別表四 宿泊出張の日当

区 分	日当
A 社長	11,000円
B 役員	9,000円
C 役職員	7,000円
D 一般社員・その他	5,000円

- (注) 1. 宿泊費は必ず宿泊施設が発行した領収証等を添付すること。  
 2. 事情により上記の宿泊費を超過した場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。  
 3. 日当、宿泊費、は1日あたりの単価である。

## 【株式会社】現物出資(定款記載例)

(発起人の氏名及び住所、割当を受ける設立時発行株式数及びその払込金額)

第〇条 当会社の発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

おまかせ太郎 普通株式100株

払込金額300万円(60株分。残り40株分は次項による)

2. 当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、別表のとおりとする。

=====

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりとする。

1. 金銭以外の財産を出資する者の氏名

おまかせ太郎

2. 当該財産及びその価額

(1) 普通乗用車

トヨタ セルシオ4.3仕様R 平成18年式

車体番号 555555

価額 金180万円

(2) ノートパソコン

ダイナブック KIRA V832

製品番号 666666

価額 金 20万円

以上の価額合計 金200万円

3. 以上に対して割り当てる設立時発行株式の数

普通株式40株

## 【合同会社】現物出資(定款記載例)

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第〇条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

(1)金200万円 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

有限責任社員 おまかせ太郎

(2)金200万円(払込金額0円。残り200万円は次項による)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

有限責任社員 おまかせ花子

2. 当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額は別表のとおりとする。

=====

(定款別表)

当会社の設立に際して金銭以外の財産を出資する者の氏名、その財産及びその価額は次のとおりとする。

1. 金銭以外の財産を出資する者の氏名

おまかせ花子

2 当該財産及びその価額

(1)普通乗用車

トヨタ セルシオ4.3仕様R 平成18年式

車体番号 555555

価額 金180万円

(2)ノートパソコン

ダイナブック KIRA V832

製品番号 666666

価額 金 20万円

以上の価額合計 金200万円



## 役員退職金規程

### 第1条(総則)

この規程は株式会社〇〇〇〇の役員(取締役・監査役)が退任したときに支給する役員退職慰労金並びに弔慰金について定めるものである。

### 第2条(退任の定義)

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

1. 辞任
2. 任期満了
3. 解任
4. 死亡

### 第3条(株主総会の決議)

役員退職慰労金は株主総会の決議に従い、取締役会において決定した額とする。

### 第4条(金額の算定)

役員退職慰労金の支給額は以下の計算式により計算した金額とする。

1. 役位係数 × 2. 在任年数 × 3. 単価

#### 1. 役位係数

代表取締役	3.0
専務取締役	2.0
常務取締役	1.5
取締役	1.0
監査役	0.7

#### 2. 在任年数

1年未満の在勤期間は月割とし1ヶ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヶ月に切り上げる。

#### 3. 単価

平成〇〇年〇月〇日現在の単価を〇〇〇万円とし、必要に応じて見直しを行う。

### 第5条(功労加算)

在任中の功績が顕著と認められた役員については、前条により計算した金額の他に功労金として30%相当額を超えない範囲内で功労加算をすることができる。

#### 第6条(弔慰金)

弔慰金は以下の表を基準とし、職位・勤続・功績等を勘案し、その都度取締役会で審議して決定する。

業務上死亡の場合	死亡時の報酬月額×36ヶ月分
業務外死亡の場合	死亡時の報酬月額×6ヶ月分

#### 第7条(支給の時期)

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときには支給時期を延期することがある。

#### 第8条(死亡役員への支給方法)

役員は自己の死後、退職慰労金および弔慰金を受け取る者をあらかじめ文書によって届け出ることができる。ただし、届出がない場合には死亡した役員の法定相続人の内、取締役会で相当と認めた者に支給する。

#### 第9条(非常勤役員の特例)

非常勤役員の退職慰労金および弔慰金については、この規程によらず、別途取締役会で協議して決定する。

#### 付 則

この規程は 年 月 日から施行する。

## 業務委託契約書

〇〇〇〇(以下、「甲」という)と、株式会社〇〇〇〇(以下、「乙」という)は甲の〇〇〇〇及び〇〇〇〇を業務における業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 甲は乙に対して甲の事務の遂行を委託し、乙はこれを有償で引受ける。

第2条 前条による委託事務内容は次の通りとする。

- (1) 文書の受発信、整理、保管に関する事項
- (2) 金銭の出納に関する事項
- (3) 決算の出納に関する事項
- (4) その他甲の経理、庶務に関わる事務に関する事項

第3条 乙は甲の委託事務を処理するに当たり、乙の従業員の中から事務処理担当者を選任して甲に通知し、その全面的な同意を得た後これを委託事務に従事させるものとする。

第4条 前条による事務処理担当者の給料等は、乙において全額支給するものとする。

第5条 甲は乙に対して、第1条及び第2条による委託事務の遂行の対価として金〇,〇〇〇,〇〇〇円也を毎年〇月〇日迄にその翌年分の対価として現金で支払うものとする。

第6条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(住所)

甲(氏名) 印

(住所)

乙(氏名) 印

## 【阿久津和宏のプロフィール】

阿久津 和宏(あくつかずひろ)

あくつ FP 事務所・埼玉社会保険料削減センター 代表

栃木県生まれ、37歳、既婚(8歳と5歳の子供あり)大学卒業後、セブンイレブンジャパンに入社、1年目よりスタッフの育成・管理を行い2年目より店舗経営指導員として約7~10店舗を担当。



入社4年目、三大珍事移動のひとつ(冷●人事)により、人事異動で名古屋に異動。それをきっかけに、紙切れ一枚で人生左右されるなんてまっぴらだ!と思い、何かで日本一になって、環境を変えてスタートしようかと決心。その後3つのテーマで日本一になる事ができ、(恵方巻き、うなぎ、和菓子)

2010年にご縁により、生命保険会社に転職。2013年個人と法人のお金のコンサルタントを志し、独立。阿久津 FP 事務所を開業。

以前よりお世話になっているセブンイレブンの加盟店オーナーなども

中小企業経営者で、売上はあるけど、利益がなかなか上がらない方々へのアドバイスを柱に、

また、私自身も子供が二人いるため、将来の事を考えると、教育の事や自身の老後の事と相談も年々増加。それをきっかけに、個人向けのライフプランセミナー、中小企業向けの「経費削減とお金を有利に残すセミナー」を開催し、2014年は50回を超える開催をし、多くのお喜びのお声を頂いている。

「法人と個人の支出0円で社会保険料だけ劇的に削減する方法」

「個人事業主の国民健康保険料削減スキームで手取りキャッシュを倍増させる方法」

「サラリーマン・OLの4637万円削減し、お金を着実に残すスキル」

「生命保険を見直す技術」

を無料配布中。

実績:セミナーポータルサイト『セミナーズ』における

アクセスランキング第3位。『セミスタイル』申込ランキング1位、

アメブロ「年金・保険」部門ランキング1位などの実績に至っている。

身近なお金の相談員としてお役立ちできることを願っております。

お問い合わせは、どんな方法でも結構です。

電話:080-6506-2937

メール:[fpakutsu192@gmail.com](mailto:fpakutsu192@gmail.com)

LINE:kazuhiro192(最近はやラインの問い合わせが急増中ですが、ちゃんと見えます)



話がつまらない、役に立たないという方には迷惑料時給換算でお支払いしています!

## 会社概要

屋号	あくFP事務所
代表	阿久津和宏
設立	2013年11月
経営理念	<p>★見えないドロボーから大切なお金を守り手取りキャッシュを適正化する</p> <p>★難しいことをシンプルに！お金のストレスから全ての人を解放させる知識と考え方の拡大</p> <p>★売上拡大と経費削減のハイブリッド対策</p>
事業内容	<p>《コンサルティング業務》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業主・中小企業経営者の経費削減コンサルティング</li><li>・事業主・中小企業経営者の売上UP策コンサルティング</li><li>・社会保険料削減ノウハウコンサルティング</li><li>・家計支出削減・貯蓄・投資助言コンサルティング</li><li>・生命保険・損害保険加入・見直しアドバイス業務</li></ul> <p>《各種セミナー開催》</p> <p>《起業・副業支援》</p>
提携先	提携事業者 23 者(随時募集中)